

「東日本大震災緊急融資（復興緊急資金）」の創設について

京都市では、東日本大震災により、直接的又は間接的に著しい被害を受け、売上が減少している中小企業者の皆様を支援するため、京都府と共同で国の「東日本大震災復興緊急保証」に対応した新規融資制度を下記のとおり本年6月1日（水）から実施する予定ですのでお知らせします。

記

- 1 実施予定日  
平成 2 3 年 6 月 1 日（水）
- 2 融資の対象  
東日本大震災により、直接的又は間接的に著しい被害を受け、売上が減少し、下記のいずれかに該当する市内中小企業者 1  
( 1 ) 特定被災区域内 2 の中小企業であって、地震・津波により直接被害を受けた者  
( 2 ) 特定被災区域内の中小企業であって、売上等が前年同期比 1 0 % 以上減少した者  
( 3 ) 特定被災区域内の事業者との取引関係により、売上等が前年同期比 1 0 % 以上減少した者  
( 4 ) 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響により、売上等が 1 5 % 以上減少した者
  - 1 上記 ( 2 ) , ( 3 ) , ( 4 ) については、京都市長の認定が必要。
  - 2 特定被災区域：岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村( 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 第 2 条第 3 項に規定する区域 )
- 3 融資の概要

限 度 額	有担保 2 億円 無担保 8 千万円 ( セーフティネット保証 , 普通保証いずれとも別枠 )
利 率	年 1 . 8 %
期 間	運転・設備 1 0 年 ( 据置 2 年 )
保証割合	1 0 0 % 保証
保 証 料	0 . 8 %
実施期間	平成 2 3 年 6 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 ( 予定 )

#### 4 融資制度の内容，認定手続きに関する問い合わせ先

京都市中小企業支援センター「東日本大震災に関する特別相談窓口」

- |        |   |                  |   |
|--------|---|------------------|---|
| ・場     | 所 | 下京区中堂寺南町 134 番地  | 京都高度技術研究所ビル 2 階   |
| ・開設時間  |   | 月曜日～金曜日（祝日を除く。）  | 午前 9 時～午後 5 時 45 分  |
| ・電話番号等 |   | TEL 075-366-5222 | FAX 075-366-5240  |
|        |   | URL              | <a href="http://www.astem.or.jp/">http://www.astem.or.jp/</a> |